

ラリー競技開催規定

細則：第2種アベレージラリー開催規定

下線部分:変更箇所

改正後	現行規定
<p>第1条 特別規則書</p> <p>特別規則書には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。</p> <p>1. 競技内容：下記の事項を明記したうえ、競技方法の詳細を記すこと。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 第4条3. に該当する区間を設定する場合は当該区間の路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）も記すこと。</p> <p>2. 競技距離：総走行距離および第4条3に該当する区間の総距離</p> <p>3. ~4. (略)</p> <p>第2条 参加車両</p> <p>1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。</p> <p>1) 国際格式競技：F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループNまたはグループA規定に従った車両</p> <p>F I A国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両</p> <p>2) 国内格式競技以下：</p> <p>(1) J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従った <u>R R N</u>車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両</p>	<p>第1条 特別規則書</p> <p>特別規則書には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。</p> <p>1. 競技内容：下記の事項を明記したうえ、競技方法の詳細を記すこと。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) <u>スペシャルステージ（タイムトライアル区間）の有無</u></p> <p>3) <u>スペシャルステージおよび第4条3. に該当する区間を設定する場合は当該区間の路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）も記すこと。</u></p> <p>2. 競技距離：総走行距離および<u>スペシャルステージならびに第4条3に該当する区間の総距離</u></p> <p>3. ~4. (略)</p> <p>第2条 参加車両</p> <p>1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。</p> <p>1) 国際格式競技：F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループNまたはグループA規定に従った車両</p> <p>F I A国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両</p> <p><u>ただし、R車両で臨時運行許可証および番号標を有している場合、当該許可における運行目的は当該車両が参加するラリー競技会への参加でなければならない、かつ、運行期間は当該競技会に有効なものでなければならない。</u></p> <p>2) 国内格式競技以下：</p> <p>(1) J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従った <u>R</u>車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両</p> <p><u>ただし、R車両で臨時運行許可証および番号標を有している場合、当該許可における運行目的は当該車両が参加するラリー競技会への参加でなければならない、かつ、運行期</u></p>

(2) (略)

(3) 第4条3. に該当する区間を設定する場合は、上記(1)の車両に対し、J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第2条、第3条および第4条に定められた安全装備を夫々装備しなければならない。

2. ~ 4. (略)

第3条 (略)

第4条 競技の設定

オーガナイザーは、競技設定に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. ~ 2. (略)

3. 参加車両の遅着を想定した指示速度を与える区間については、設定区間の管理者等から使用承諾を得て一般交通から遮断するとともに、第6条の開催運営基準に準じた措置を講じること。

また、チェックポイント地点の安全を確保するため、当該区間では参加車両を、原則として1分間隔で1台ずつ再スタートさせること。

4. ~ 11. (略)

第5条 競技の運営

オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. ~ 6. (略)

7. 各々のチェックポイントには2名以上の人員を配置すること。  
なお、そのうちの1名については公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。(クローズド格式競技を除く)

8. ~ 9 (略)

第6条 第4条3に該当する区間の開催運営基準

1. 各コースは、原則として舗装路面(アスファルト、ターマック等)、未舗装路面(グラベル等)、または積雪路面(氷結路面を含

間は当該競技会に有効なものでなければならない。

(2) (略)

(3) スペシャルステージおよび第4条3. に該当する区間を設定する場合は、上記(1)の車両に対し、J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第2条、第3条および第4条に定められた安全装備を夫々装備しなければならない。

2. ~ 4. (略)

第3条 (略)

第4条 競技の設定

オーガナイザーは、競技設定に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. ~ 2. (略)

3. 参加車両の遅着を想定した指示速度を与える区間については、設定区間の管理者等から使用承諾を得て一般交通から遮断するとともに、第6条スペシャルステージの開催運営基準に準じた措置を講じること。

また、チェックポイント地点の安全を確保するため、当該区間では参加車両を、原則として1分間隔で1台ずつ再スタートさせること。

4. ~ 11. (略)

第5条 競技の運営

オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. ~ 6. (略)

7. 各々のチェックポイントまたはスペシャルステージのスタート/フィニッシュには2名以上の人員を配置すること。なお、そのうちの1名については公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。(クローズド格式競技を除く)

8. ~ 9 (略)

第6条 スペシャルステージならびに、第4条3に該当する区間の開催運営基準

1. 各コースは、原則として舗装路面(アスファルト、ターマック等)、未舗装路面(グラベル等)、または積雪路面(氷結路面を含

む) のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面の走行区間を組み合わせる場合は(ミックス路面を含み)、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。

2. 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、国際競技については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。

1) ~ 4) (略)

5) ラジオポイントには通過確認(トラッキング)要員と緊急時要員を配置し、赤旗を準備しておくこと。消火器(3kg以上)を準備することを強く推奨する。

6) ~ 9) (略)

10) 開催場所に観衆(観客)を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、JAF公認レーシングコースおよびJAF公認スピード競技コース(2級以上)以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、JAFの確認(査察等)を受けること。

観客安全・コントロール

①~② (略)

③競技長は、救急委員長の推奨事項(FIA国際競技規則H項参照)を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合には第4条3. に該当する区間の走行を中止できるよう、先行車の乗員(および競技会審査委員会)の推奨事項も考慮することとする。

④~⑧

11) (略)

第7条 参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. ~ 8. (略)

9. 安全ベルトは必ず装着し、第4条3. に該当する区間の走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。

む) のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は(ミックス路面を含み)、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。

2. 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、国際競技については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。

1) ~ 4) (略)

5) ラジオポイントには通過確認(トラッキング)要員と緊急時要員を配置し、黄旗を準備しておくこと。消火器(3kg以上)を準備することを強く推奨する。

6) ~ 9) (略)

10) 開催場所に観衆(観客)を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、JAF公認レーシングコースおよびJAF公認スピード競技コース(2級以上)以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、JAFの確認(査察等)を受けること。

観客安全・コントロール

①~② (略)

③競技長は、救急委員長の推奨事項(FIA国際競技規則H項参照)を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、先行車の乗員(および競技会審査委員会)の推奨事項も考慮することとする。

④~⑧

11) (略)

第7条 参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. ~ 8. (略)

9. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。

<p>10. <u>第4条3.</u> に該当する区間の走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。</p> <p>11. ～16. (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2022</u>年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>10. <u>スペシャルステージ</u>走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。</p> <p>11. ～16. (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2021</u>年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---